



# 山形県公報

平成27年4月1日(水)

号 外 (9)

## 目 次

### 規 則

- 山形県公舎管理規則の一部を改正する規則…………… (管 財 課) … 1
- 山形県県道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則…………… (道路整備課) … 4
- 山形県空港管理条例施行規則の一部を改正する規則…………… (空港港湾課) … 7
- 山形県財務規則の一部を改正する規則…………… (会 計 局) … 8

### 訓 令

- 山形県公印規程の一部を改正する訓令…………… (学事文書課) …12
- 山形県官報報告規程を廃止する訓令…………… ( 同 ) …13
- 山形県文書管理規程の一部を改正する訓令…………… ( 同 ) …同

### 合 同 訓 令

- 山形県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令……………14

### 告 示

- コイヘルペスウイルス病のまん延防止のためコイの持出しを禁止する水域の範囲…………… (水産振興課) …15

### 公 告

- 平成27年山形県保育士試験の実施…………… (子育て支援課) …同

## 規 則

山形県公舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第41号

#### 山形県公舎管理規則の一部を改正する規則

山形県公舎管理規則(昭和43年4月県規則第18号)の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

#### 別表第2

公 舎 名	使用料の額 (円)
山形第3号公舎	2,000
山形第4号公舎	2,000
山形第5号公舎	2,000
山形第6号公舎	2,000
山形第6号職員アパート	1,600
山形第7号職員アパート	1,700
山形第8号職員アパート	1,600
山形第10号職員アパート	1,500

山形第11号職員アパート	1,500
山形第12号職員アパート	1,600
山形第13号職員アパート	1,600
山形第15号職員アパート	1,500
山形第16号職員アパート	1,600
山形第18号職員アパート	1,700
山形第19号職員アパート	1,800
山形第21号職員アパート	1,600
山形第22号職員アパート	1,700
山形第23号職員アパート	1,300
山形第24号職員アパート	1,700
山形第25号職員アパート	1,600
山形第26号職員アパート	1,700
上山第2号職員アパート	1,400
寒河江第3号職員アパート	1,200
寒河江第4号職員アパート	1,300
村山第4号職員アパート	1,300
村山第5号職員アパート	1,300
新庄第3号職員アパート	1,200
新庄第5号職員アパート	1,100
新庄第6号職員アパート	1,100
新庄第7号職員アパート	1,100
新庄第8号職員アパート	1,200
米沢第3号職員アパート	1,300
米沢第5号職員アパート	1,300
米沢第6号職員アパート	1,500
米沢第7号職員アパート	1,400
米沢第8号職員アパート	1,400
米沢第9号職員アパート	1,300
長井第4号職員アパート	1,100
長井第5号職員アパート	1,200
小国第3号職員アパート	1,100
鶴岡第5号職員アパート	1,100
鶴岡第6号職員アパート	1,300
鶴岡第7号職員アパート	1,300
鶴岡第8号職員アパート	1,300
鶴岡第9号職員アパート（単身）	1,300
（世帯）	1,300
三川第1号職員アパート	1,100
三川第2号職員アパート	1,100
酒田第5号職員アパート	1,300
酒田第7号職員アパート	1,200
酒田第8号職員アパート	1,100
酒田第9号職員アパート	1,300
東京第1号職員アパート	3,600
東京第2号職員アパート	5,900
山形警第2号公舎	2,000
山形警第11号公舎	1,900
山形警第12号公舎	1,900

山形警第5号職員アパート	1,800
山形警第9号職員アパート	1,700
山形警第10号職員アパート	1,500
山形警第11号職員アパート	1,700
山形警第12号職員アパート	1,500
山形警第13号職員アパート	1,500
山形警第14号職員アパート	1,600
山形警第17号職員アパート	1,900
山形警第20号職員アパート	1,700
山形警第21号職員アパート	1,300
山形警第22号職員アパート	1,300
山形警第23号職員アパート	1,400
山形警第24号職員アパート	1,400
山形警第25号職員アパート	1,600
山形警第26号職員アパート	1,400
山形警第27号職員アパート	1,500
上山警第1号公舎	1,400
上山警第2号職員アパート	1,400
上山警第3号職員アパート	1,300
天童警第1号公舎	1,600
天童警第2号職員アパート	1,500
天童警第3号職員アパート	1,500
寒河江警第1号公舎	1,300
寒河江警第4号職員アパート	1,100
寒河江警第5号職員アパート	1,300
村山警第1号公舎	1,200
村山警第3号職員アパート	1,200
村山警第4号職員アパート	1,400
村山警第5号職員アパート	1,300
尾花沢警第2号職員アパート	1,100
尾花沢警第3号職員アパート	1,100
尾花沢警第4号職員アパート	1,100
新庄警第1号公舎	1,300
新庄警第5号職員アパート	1,200
新庄警第6号職員アパート	1,300
新庄警第7号職員アパート	1,200
新庄警第8号職員アパート	1,100
庄内警第1号公舎	1,200
庄内警第3号職員アパート	1,100
庄内警第4号職員アパート	1,100
酒田警第1号公舎	1,300
酒田警第5号職員アパート	1,300
酒田警第6号職員アパート	900
酒田警第7号職員アパート	1,500
酒田警第8号職員アパート	1,100
酒田警第9号職員アパート	1,400
酒田警第10号職員アパート	1,300
酒田警第11号職員アパート	1,300
酒田警第12号職員アパート	1,300

酒田警第13号職員アパート	1,300
鶴岡警第1号公舎	1,300
鶴岡警第4号職員アパート	1,300
鶴岡警第5号職員アパート	1,300
鶴岡警第10号職員アパート	1,200
鶴岡警第11号職員アパート	1,200
鶴岡警第12号職員アパート	1,200
鶴岡警第13号職員アパート	1,300
鶴岡警第14号職員アパート	1,400
鶴岡警温海第2号職員アパート	1,200
鶴岡警温海第3号職員アパート	1,200
長井警第1号公舎	1,300
長井警第3号職員アパート	1,100
長井警第4号職員アパート	1,200
小国警第2号職員アパート	1,100
南陽警第1号公舎	1,300
南陽警第2号職員アパート	1,200
南陽警第3号職員アパート	1,300
南陽警第4号職員アパート	1,300
米沢警第1号公舎	1,300
米沢警第1号職員アパート	900
米沢警第4号職員アパート	1,200
米沢警第5号職員アパート	1,200
米沢警第6号職員アパート	1,200
米沢警第7号職員アパート	1,200
米沢警第8号職員アパート	1,300
米沢警第9号職員アパート	1,300
米沢警第10号職員アパート	1,300
米沢警第11号職員アパート	1,300
米沢警第12号職員アパート	1,200

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

山形県県道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年4月1日

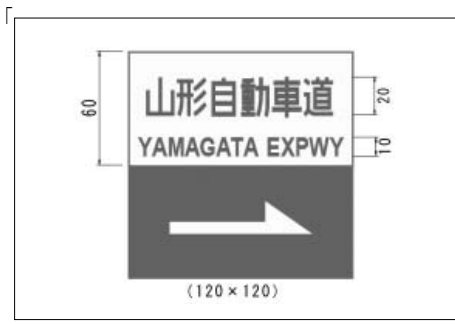
山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第42号**

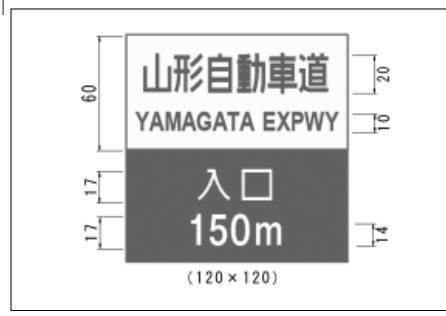
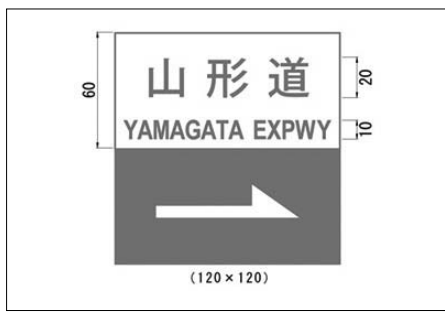
**山形県県道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則**

山形県県道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則（平成25年2月県規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表1案内標識の項の表中

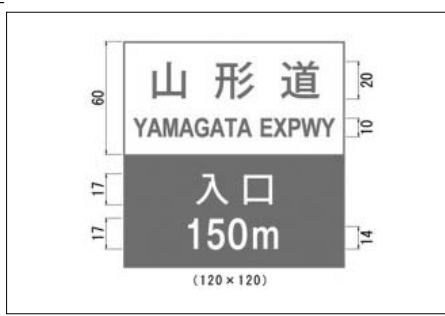


を



に、

を



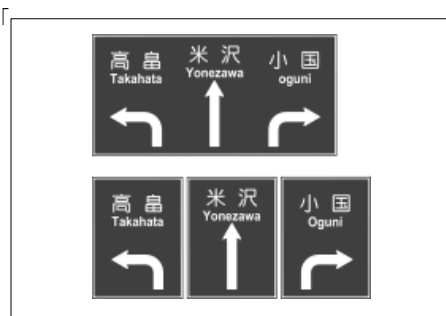
に、

を



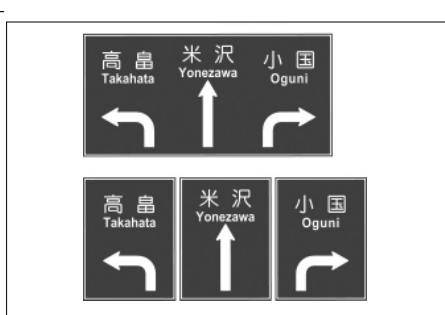
に、

を



に、

を

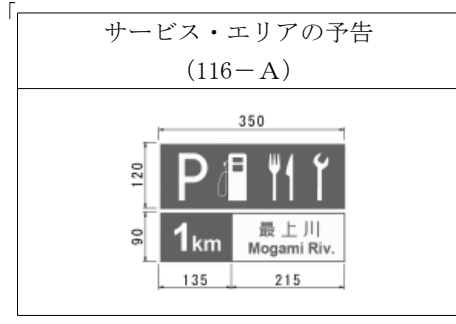


に、

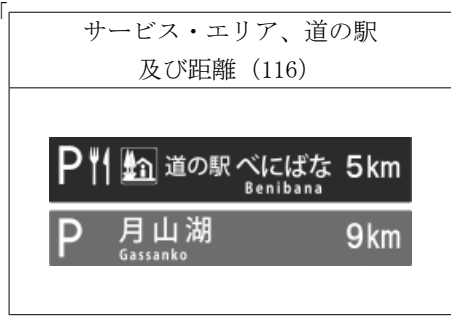
を



に、



を



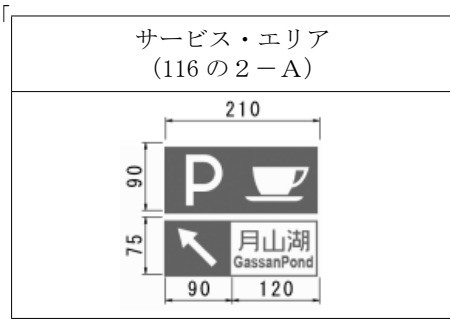
に、

サービス・エリアの予告 (116-A)	サービス・エリアの予告 (116-B)	サービス・エリア (116の2-A)

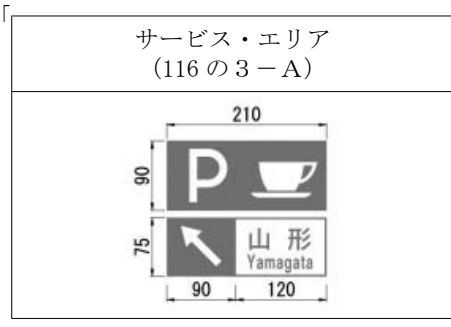
を

サービス・エリア、道の駅 及び距離 (116)	サービス・エリア、道の駅 の予告 (116の2-A)	サービス・エリア、道の駅 の予告 (116の2-A)
サービス・エリア、道の駅 の予告 (116の2-B)	サービス・エリア、道の駅 の予告 (116の2-C)	サービス・エリア (116の3-A)

に、



を



に、「116の2-B」を

「116の3-B」に、「116の2）」を「116の4）」に、「116の3）」を「116の5）」に、「116の4）」を「116の6）」に、



を



に改め、同表の備考第1項第

2号ロ及びハ中「ローマ字」を「英語による表示」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の山形県県道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則により設置されている案内標識は、当分の間、改正後の山形県県道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の相当規定による案内標識とみなす。

山形県空港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第43号

山形県空港管理条例施行規則の一部を改正する規則

山形県空港管理条例施行規則（昭和39年6月県規則第50号）の一部を次のように改正する。

第1条の2、別記様式第1号、別記様式第2号及び別記様式第4号から別記様式第8号までの規定中「庄内総合支庁長」を「庄内空港事務所長」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
（知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正）
- 2 知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。

別表中 「庄内総合支庁長又は山形空港事務所長」 を 「山形空港事務所長又は庄内空港事務所長」 に改める。

山形県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県規則第44号

##### 山形県財務規則の一部を改正する規則

山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号及び第8条第4項中「教育長」を「教育委員会理事」に改める。

第15条第2項中第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 警察本部交通部交通指導課 当該課に勤務する職員のうち、放置違反金の事務に従事する職員

(4) 警察本部交通部交通規制課 当該課に勤務する職員のうち、パーキング・メーターの管理に関する事務に従事する職員

第15条第4項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 警察本部交通部交通規制課に勤務する職員のうち、パーキング・メーター作動手数料の収納の事務に従事する職員

第124条第1号を次のように改める。

(1) 建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項ただし書に規定する軽微な建設工事を除く。以下この号において同じ。）の請負に係る競争入札

イ 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けた者（以下「建設業許可業者」という。）であること（建設工事のうち、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事及び舗装工事の請負に係る競争入札にあつては、建設業許可業者で、その予定価格に応じて別に定める要件に該当する者であること。）。

ロ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入している者（加入する義務のない者を除く。）であること。

第125条第1項中「第167条の4第1項」を「第167条の4第1項各号」に改める。

別表第1第1項出納員として指定する職の欄中「主査（審査を担当するものに限る。）」を削り、同表第2項組織の区分の欄中「産業政策課」を「産業政策課（右欄(7)に係る事項を除く。）」に、「交通部交通指導課」を「交通部の交通指導課及び交通規制課」に改め、同項出納員として指定する職の欄中「給与システム主査」を「給与支給主査」に、「調整主査」を「総務調整主査」に、「農林水産部の農業技術環境課」を「にあつては予算主査、右欄(7)に係る事項については、商工労働観光部商業・県産品振興課課長補佐（総務を担当するものに限る。）、農林水産部の農業技術環境課にあつては予算専門員」に、「副主幹」を「調査官」に、「指導取締担当」を「指導取締担当」、警察本部交通部交通規制課にあつては課長補佐（交通規制担当）」に、「にあつては経理主査、教育庁義務教育課にあつては主査、」を「、教育庁義務教育課及び」に改め、同項代決する出納員として指定する職の欄中「給与システム担当」を「給与支給担当」に、「危機管理企画・調整担当」を「総務調整担当」に、「健康福祉部障がい福祉課にあつては主事（予算担当）」を「健康福祉部障がい福祉課にあつては主任主事（予算担当）、右欄(7)に係る事項については、商工労働観光部商業・県産品振興課の上席の県産品振興主査」に、「にあつては主査（予算担当）」を「にあつては主査（管理・予算担当）」に、「次席の調査官（指導・監査担当）」を「指導・監査係長」に、「指導取締主任」を「指導取締主任、警察本部交通部交通規制課にあつては交通規制係長」に、「にあつては主事、」を「及び」に改め、同項出納員に委任する事項の欄第1号中「並びに」を「並びに商工労働観光部商業・県産品振興課並びに」に、「及び交通部交通指導課」を「並びに交通部の交通指導課及び交通規制課」に、「給与システム主査」を「給与支給主査」に、「歳出予算の節の区分のうち」を「氏名登録した職員等の」に、「企画振興部企画調整課」を「商工労働観光部商業・県産品振興課」に改め、同欄第9号の次に次の1号を加える。

(10) 警察本部交通部交通規制課に係るパーキング・メーター作動手数料の出納及び保管並びに記録管理を行うこと（警察本部交通部交通規制課に置く出納員に限る。。）。

別表第1第3項出納員として指定する職の欄中「及び置賜総合支庁総務企画部西置賜総務課」を削り、「村山総合支庁総務企画部西村山総務課」を「村山総合支庁総務企画部西村山総務課及び置賜総合支庁総務企画部西置賜総務課」に改め、同項出納員に委任する事項の欄第1号中「村山総合支庁保健福祉環境部地域保健福祉課」を「村山総合支庁保健福祉環境部地域健康福祉課」に、「置賜総合支庁総務企画部西置賜総務課出納専門員」を「置賜総合支庁総務企画部西置賜総務課審査出納主査」に改め、同欄第2号中「山形ろう学校」を「山形聾学校」に改め、「真室川高等学校」を削り、「置賜総合支庁総務企画部西置賜総務課出納専門員」を「置賜総合支庁総務企画部西置賜総務課審査出納主査」に改め、「庄内総合支庁建設部庄内空港事務所」を削り、



「水産試験場」を「水産試験場 庄内空港事務所」に改め、同表第4項出納員に委任する事項の欄第1号中

「保健福祉環境部地域保健福祉課」を

「保健福祉環境部地域健康福祉課 保健福祉環境部地域保健福祉課」に、

「産業経済部家畜保健衛生課（最上総合支庁に限る。）」を

「産業経済部家畜保健衛生課（最上総合支庁に限る。）

産業経済部全国豊かな海づくり大会推進課」に改め、同表第6項中

「村山総合支庁建設部山形統合ダム管理課 最上総合支庁産業経済部農村整備課」	課長補佐 （総務を担当するものに限る。）	上席のダム管理主査 総務専門員	を	「村山総合支庁建設部山形統合ダム管理課 最上総合支庁産業経済部農村整備課」	課長補佐 （総務を担当するものに限る。）	ダム管理主査 総務主査	に、
--	-------------------------	--------------------	---	--	-------------------------	----------------	----

「庄内総合支庁産業経済部酒田農業技術普及課」	総務専門員	を	「庄内総合支庁産業経済部酒田農業技術普及課」	総務主査	に、
------------------------	-------	---	------------------------	------	----

「庄内総合支庁産業経済部家畜保健衛生課 庄内総合支庁建設部庄内空港事務所」	総務主査 利用・調整主幹	技術主幹 総務専門員	を	「庄内総合支庁産業経済部家畜保健衛生課」	総務主査	防疫主幹	に、
--	-----------------	---------------	---	----------------------	------	------	----

「職員育成センター」	総務主査	を	「職員育成センター」	総務専門員	に、
------------	------	---	------------	-------	----

「衛生研究所」	総務課長	主査	を	「衛生研究所」	総務課長	総務主査	に、
---------	------	----	---	---------	------	------	----

「山形空港事務所」	総務課長	総務保安専門員	を	「山形空港事務所 庄内空港事務所」	副所長 副所長	総務保安専門員 総務専門員	に、
-----------	------	---------	---	----------------------	------------	------------------	----

村山教育事務所	総務係長 (右欄(1)イ及びトに係る事項のうち、市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の旅費に関する条例(昭和29年6月県条例第25号)に基づく管内の小中学校職員の旅費に係る事項については、行政専門員)	課長補佐 (総務を担当するものに限る。)(右欄(1)イ及びトに係る事項のうち、市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の旅費に関する条例に基づく管内の小中学校職員の旅費に係る事項については、行政主査)	を	村山教育事務所	課長補佐	総務主査 (右欄(1)イ及びトに係る事項のうち、市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の旅費に関する条例(昭和29年6月県条例第25号)に基づく管内の小中学校職員の旅費に係る事項については、行政専門員)	に、
置賜教育事務所	総務係長	主査(総務係)	を	置賜教育事務所	課長補佐	総務主査	に、
図書館 教育センター	総務係長 総務係長	副主任 (総務係) 上席の主事	を	図書館 教育センター	総務係長 総務係長	主査(総務係) 主事	に、
飯豊少年自然の家 神室少年自然の家	庶務係長 庶務係長	主事 主事	を	飯豊少年自然の家 神室少年自然の家	庶務係長 庶務係長	主任主事 主任主事	に、
天童高等学校	事務部次長	を	天童高等学校	総務主査	に、		
寒河江高等学校 寒河江工業高等学校	事務部次長 事務次長	総務主査 主査	を	寒河江高等学校 寒河江工業高等学校	事務部次長 事務次長	主査 上席の主査	に、

「北村山高等学校 新庄北高等学校  新庄南高等学校  新庄神室産業高等学校 真室川高等学校	総務主査 事務部次長 事務次長（金山校にあつては、主任主事） 事務部次長 主事	主査 上席の主査 主事 総務主査 事務長	を	「北村山高等学校 新庄北高等学校  新庄南高等学校  新庄神室産業高等学校	総務主査 事務部次長 事務次長（金山校にあつては、主任主事） 事務部次長	主事 上席の主事（最上校にあつては主査） 主任主事（金山校に置くものを除く。） 総務主査（真室川校にあつては主事）	に、
「高島高等学校	上席の主事	次席の主事	を	「高島高等学校	主任主事	主事	に、
「長井工業高等学校	事務次長	主査	を	「長井工業高等学校	事務次長	主任主事	に、
「鶴岡南高等学校	事務部次長（山添校にあつては、主任主事（山添校に置くものに限る。))	主任主事（山添校に置くものを除く。）	を	「鶴岡南高等学校	事務部次長（山添校にあつては、主査（山添校に置くものに限る。))	主任主事	に、
「鶴岡北高等学校	主査	主事	を	「鶴岡北高等学校	主査	主任主事	に、
「鶴岡中央高等学校 加茂水産高等学校 庄内農業高等学校 庄内総合高等学校	主査 事務次長 上席の主査 主査	主事 主査 次席の主査 主事	を	「鶴岡中央高等学校 加茂水産高等学校 庄内農業高等学校 庄内総合高等学校	主査 上席の主査 主査 主査	主任主事 次席の主査 主事 主任主事	に、
「酒田西高等学校	主査		を	「酒田西高等学校	主事		に、「山形ろう学校」を「山形聾学校」に、

「米沢養護学校」	事務部次長	を	「米沢養護学校」	事務部次長（長井校に置くものを除く。）	に、
----------	-------	---	----------	---------------------	----

「鶴岡養護学校 新庄養護学校」	主査 事務次長	主任主事 上席の主事	を	「鶴岡養護学校 新庄養護学校」	主査 事務次長	上席の主事 主事	に、「寒河江校」を「寒河江校
--------------------	------------	---------------	---	--------------------	------------	-------------	----------------

及び大江校」に、

「尾花沢警察署」	専門員（会計担当）	主事（会計係）	を	「尾花沢警察署」	上席の専門員（会計担当）	次席の専門員（会計担当）	に、
----------	-----------	---------	---	----------	--------------	--------------	----

「庄内警察署」	専門員（会計担当）	会計係長	を	「庄内警察署」	専門員（会計担当）	主事（会計係）	に、
---------	-----------	------	---	---------	-----------	---------	----

「鶴岡警察署」	会計課長	上席の会計課専門員	を	「鶴岡警察署」	会計課長	調査官（会計担当）	に改める。
---------	------	-----------	---	---------	------	-----------	-------

別記様式第68号中「住所氏名」を「住所氏名」に改める。  
電話番号

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第7条第1号及び第8条第4項の改正規定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項に規定する旧教育長である山形県教育委員会の教育長（以下「旧教育長」という。）の当該教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合には、当該欠けた日）の翌日から施行する。

訓 令

山形県訓令第6号

庁 中  
出 先 機 関

山形県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県公印規程の一部を改正する訓令

山形県公印規程（昭和35年4月県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

別表1(2)職印の項中 「庄内総合支庁建設部庄内空港事務所長」 を

「庄内空港事務所長」 に改め、同表(2)職印の項47の3の項、49の項及び55の2の項中

「の庄内港事務所長及び」を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第7号

庁 中

山形県官報報告規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成27年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県官報報告規程を廃止する訓令

山形県官報報告規程（昭和39年4月県訓令第18号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第8号

庁 中  
出 先 機 関

山形県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県文書管理規程の一部を改正する訓令

山形県文書管理規程（昭和43年4月県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「、病虫害防除所の支所及び総合支庁の内部組織として置かれた事務所等」を「及び病虫害防除所の支所等」に改める。

別表第1号1本庁の項の表中 「商業・まちづくり振興課 | 商まち」を

「商業・県産品振興課 | 商県産」に改め、同別表2出先機関の項の表中

「山形県山形空港事務所 | 空」を 「山形県山形空港事務所 | 空」に、  
「山形県庄内空港事務所 | 庄空」

「地域保健福祉課 | 村総保福」を 「地域健康福祉課 | 村総健福」に、

「家畜保健衛生課 | 庄総畜」を 「家畜保健衛生課 | 庄総畜」に、  
「全国豊かな海づくり大会推進課 | 庄総豊海」

「建築課 | 庄総建」を 「建築課 | 庄総建」に改  
「庄内空港事務所 | 庄総空港」

める。

別表第2号中 「科学」 を 「科学 私立学校」 に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

合 同 訓 令

- 山形県訓令第9号
- 山形県議会訓令第1号
- 山形県選挙管理委員会訓令第1号
- 山形県人事委員会訓令第1号
- 山形県監査委員訓令第1号
- 山形県労働委員会訓令第1号
- 山形海区漁業調整委員会訓令第1号
- 山形県内水面漁場管理委員会訓令第1号

本 庁  
出 先 機 関  
議 会 事 務 局  
各 委 員 会 事 務 局  
監 査 委 員 事 務 局

山形県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年4月1日

山 形 県 知 事	吉 村 美 栄 子
山 形 県 議 会 議 長	鈴 木 正 法
山形県選挙管理委員会委員長	熊 谷 誠
山形県人事委員会委員長	安 孫 子 俊 彦
山形県代表監査委員	会 田 稔 夫
山形県労働委員会会長	立 松 潔
山形海区漁業調整委員会会長	加 藤 栄
山形県内水面漁場管理委員会 会 長 職 務 代 理 者	
会 長 代 理	島 軒 治 夫

山形県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

山形県職員安全衛生管理規程	昭和49年4月	県訓令第13号	の一部を次のように改正
		県議会訓令第1号	
		県選挙管理委員会訓令第18号	
		県人事委員会訓令第1号	
		県監査委員訓令第2号	
		県地方労働委員会訓令第1号	
		山形海区漁業調整委員会訓令第1号	
県内水面漁場管理委員会訓令第1号			

する。

第13条第1項中「庄内総合支庁建設部庄内空港事務所」を「庄内空港事務所」に改める。

別表第1村山総合支庁の項中「地域保健福祉課」を「地域健康福祉課」に改め、同表庄内総合支庁の項中「及び森林整備課」を「、森林整備課及び全国豊かな海づくり大会推進課」に、

建設部庄内空港事務所	所長	所長	所属長の次席 の職	所属長の次席 の職
建設部荒沢ダム管理課	課長	課長	所属長の次席 の職	所属長の次席 の職

を

建設部荒沢ダム管理課	課長	課長	所属長の次席 の職	所属長の次席 の職
------------	----	----	--------------	--------------

に改める。

**附 則**

この訓令は、公布の日から施行する。

**告 示**

**山形県告示第388号**

コイヘルペスウイルス病のまん延防止のためのコイの持出しの禁止及び放流等の制限（平成27年4月県内水面漁場管理委員会指示第1号）1の(1)によりコイの持出しを禁止する水域の範囲を次のとおり定める。

平成27年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 次に掲げる水域を除く天童豊栄床固めから上流の最上川並びにその支流及び小支流
  - (1) 水窪ダムから上流の刈安川、前ヶ沢川及び矢沢川並びにそれらの支流及び小支流
  - (2) 東置賜郡川西町大字上小松地内の蓬田頭首工から上流の犬川並びにその支流及び小支流
- 2 米沢市内の松が岬公園の堀
- 3 鍛冶川及び鍛冶川との合流点から下流の地蔵川
- 4 横堀排水路、沼尻排水路及び白竜湖
- 5 東根市内の大木沢沼、堂ノ前沼、龍興寺沼及び光専寺沼
- 6 東根市内の大木沢沼から取水する用水路及びそれに接続する全ての用水路
- 7 最上川との合流点から蟬田川との合流点までの大旦川及び大沢川
- 8 村山東根土地改良区の第一号幹線排水路、第二号幹線排水路及び第三号幹線排水路
- 9 東根市大字長瀬地内の二の堀
- 10 新井田川、その支流及び小支流並びに豊川
- 11 鶴岡市熊出地内の赤川頭首工から下流の赤川並びにその支流及び小支流

**公 告**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の8第2項の規定により、保育士試験を次のとおり実施する。

平成27年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の日時及び場所

区 分	期 日	時 間	場 所
筆記	平成27年8月8日（土）	午前9時30分から午後4時まで	山形市片谷地515 東北文教大学
	平成27年8月9日（日）	午前9時30分から午後3時30分まで	
実技	平成27年10月18日（日）	別途指定する	山形市片谷地515 東北文教大学

2 受験手続

受験申請書を平成27年5月7日（木）までに東京都豊島区高田三丁目19番10号一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターに簡易書留により提出すること（平成27年5月7日（木）までの消印のあるものに

限り受け付ける。)

### 3 その他

(1) 平成27年保育士試験受験の手引き及び受験申請書の配布を希望する者は、次のいずれかの方法により、平成27年4月24日（金）までに一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターに請求すること。

イ 一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターのホームページから請求する方法

ロ 「手引き請求」と朱書きした封筒に、宛先明記の返信用封筒（角型2号）を封入して郵送する方法

(2) 詳細については、一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センター（電話0120-4194-82）に問い合わせること。